

さんが **EXPRESS** 掲示用

発行所
セブン&アイグループ労働組合連合会
イトーヨーカドー労働組合
東京都千代田区二番町8-8
TEL 03-6238-3940
FAX 03-3261-2358
発行者 石合 弘二 編集者 岡山 明日菜

第25回参議院議員選挙 皆で公民権を行使しよう!

《期日前投票期間》7月5日(金)~7月20日(土) 《投票日》7月21日(日)

第25回参議院議員選挙は、7月4日(木)に公示日を迎え、7月5日(金)から期日前投票がスタートします。投票日当日に予定が入っていることもあると思いますので、確実に公民権を行使するために期日前投票をぜひ利用しましょう!

【公民権行使とは】

公民としての権利とは、公職に関する選挙権・被選挙権を通じて政治に参加する地位・資格、公務員として任用される権利(公務就任権)などの総称で、参政権、市民権と同じ意味です。公民権行使は一般的に、選挙権・被選挙権の行使のことを言います。

期日前投票の流れ

選挙の当日は仕事やレジャーの予定があり投票に行けない

手続きは簡単!
告示日の翌日から選挙日前日まで期日前投票できます。

投票所入場券の裏面の宣誓書に署名、仕事・レジャー・地域行事・冠婚葬祭等の中から当日投票できない理由を選ぶ

期日前投票所へ行く(投票所入場券がなくても投票できます)

自分の選んだ候補者名を投票用紙に記入し直接投票箱へ。これで完了

投票所については、在住の都道府県市区町村のホームページにて投票所をご確認ください。

投票までの流れ

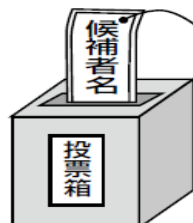
自宅・職場から

投票所に行く

受付

係員が「候補者名で投票してください」と言います。

投票

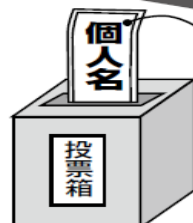


うす黄の用紙に黒で印刷してあります

受付

係員が「政党名か候補者名で投票してください」と言います。

投票



白の用紙に赤で印刷してあります

政党名を必ず書かないで個人名を書きましょう。

退場

ここがポイント

比例代表選挙は、「政党名」か「候補者名」で投票になりますが、必ず「個人名」で投票しましょう!
投票後は、「投票済証明書」の受け取りをお忘れなく!!

— 掲示期間 7月20日(土)まで —